

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 28 日現在

機関番号：34317

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23760614

研究課題名(和文)近世期における賀茂別雷神社の遷宮に関する研究

研究課題名(英文)A study of "sengu"(a reconstruction ceremony) at the Kamowakeikazuchi Shrine during the Edo period

研究代表者

小出 祐子(KOIDE, Yuko)

京都精華大学・デザイン学部・講師

研究者番号：50593951

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、江戸時代における賀茂別雷神社の遷宮(造替)について、社殿の破損が造替の契機になったという従前の見解を新史料から再考し、遷宮の意義について考察した。当社では江戸時代を通して不定期に8度の遷宮が遂行されたが、神社は約20年に一度の定期的遷宮をのぞんでいた。史料の検証により、社殿の破損は遷宮の形式的理由であり、遷宮に乱れが生じた要因は、造替認可を下す幕府の側にあったことが確認された。また賀茂の二社が結束し、その由緒と古格を強調することで速やかな遷宮の許可を得ようとしたことで、江戸時代に入り賀茂御祖神社と遷宮の挙行時期が重ねられていくことになった。

研究成果の概要(英文)：It used to be considered that "sengu"(a reconstruction ceremony) of the Kamo-wakeikazuchi Shrine during the Edo period had been held when the buildings were destroyed. However, while "sengu" were held at irregular basis during the Edo period, the truth is the shrine desired to hold "sengu" in approximately every 20 years. The reasons are two-fold; because "sengu" was regarded as a religious ceremony, and because it served as a mean to preserve the special skills and knowledge of the ceremony. However, Tokugawa Shogunate did not approve such requests because of its financial problem. As a result, "sengu" were held only at irregular basis. Nevertheless, the Kamo-wakeikazuchi Shrine made numerous efforts to hold "sengu" more regularly. For example, by allying with Kamo-mioya Shrine, its sister shrine, and conducting "sengu" at the same time, the Kamo-wakeikazuchi Shrine tried to appeal the heritage and good lineage of the Kamo shrines.

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学 建築史・意匠

キーワード：賀茂別雷神社 上賀茂神社 江戸時代 遷宮 賀茂別雷神社文書

1. 研究開始当初の背景

(1) 賀茂別雷神社と江戸時代の遷宮

本研究で対象とする賀茂別雷神社(京都府京都市)の成立は古く、8世紀半ばに上社(賀茂別雷神社)と下社(賀茂御祖神社)に分立して以来、皇城鎮護の社として尊崇をうけてきた。平安時代末期までには、上社、下社とも社頭の景観をととのえ、隆盛を極めたが、中世の動乱のもとで、次第に社頭の荒廃がすすんだとされる。江戸時代に入り、後水尾天皇中宮東福門院和子(1607~1678)の発願によって行われた寛永度遷宮(1628)のもとで、これら荒廃した社殿の多くは再興された。当遷宮により、社頭の景観は旧に復し、以来明治維新をむかえるまでに、当社では寛永度遷宮を含め8度の遷宮が遂行された(表1)。遷宮のたびに社殿を新たに造替したのは、本宮、権殿、境外摂社であった貴布祢奥社の3殿のみで、摂末社や舎屋の多くは、寛永度造替のものに遷宮ごとの修復を加え、今に至る。

(2) 関連する先行研究成果

江戸時代に举行された当社の遷宮は、先行研究において次のように考えられてきた(稲垣榮三『日本建築史基礎資料集成二 社殿Ⅱ』中央公論美術出版、1972)。

①上社の遷宮においては式年遷宮制をとらず、破壊をもって造替の機会とした。

②かつては全く異なった慣行によっていた上社、下社の遷宮は、寛永度遷宮を契機として、以後はほぼ同時期に併行して行われる慣習が生まれた。

このうち、当社の遷宮が社殿の破壊ゆえに遂行されたという見解①は、『百練抄』(仁治3年(1242)8月27日条)が伝える、上社は「以破壊為其期(遷宮:筆者注)」という中世の記述に基づくものであり、それが近世にも引き継がれたとみなされている。確かに、江戸時代の遷宮を求める願書には、社殿の破壊が理由の前面に押し出され、かつ表1に示したように正遷宮の間隔は一定ではなく、20数年から50年に及ぶばらつきがある。こうした点は、破損したらその都度造替を行う、という不定期な遷宮のありかたを示すようにも思える。

また見解②についていうと、上社、下社では江戸時代最初の遷宮(寛永度)を迎えるまでに、史料から確認されるだけでも7世紀以来各々20回あまりの遷宮(あるいは造替、修理)を行っている(表3)。そのうち、両社の本宮正遷宮の举行時期が1年以内の差におさまり、同時期の遷宮と考えて差し支えないものは、わずかに4度にとどまる。それに対して、寛永度以後の8度の遷宮では、両社本宮の正遷宮はすべて1年以内の差で行われており、たしかに江戸時代に入り上社、下社が遷宮の時期を合わせていくような慣習が生じたことを示唆している。ただし、その理由についてはこれまで明らかにされていない。

(3) 本研究を開始するに至った経緯

そうしたなか、研究代表者は平成19年度より同21年度にわたり、賀茂別雷神社の文化財未指定建造物について、遺構及び当社所蔵の造替関係史料を調査し、報告をまとめる機会を得た(『賀茂別雷神社無指定建造物調査報告書』2010)。当社には、平安時代から近代に至る約14,000通の古文書が残される。調査の過程で、その史料目録から江戸時代の造替に関連する文書として造営日記を中心に抽出し、撮影及び一部の解読、翻刻に携わった。当作業により、既往の研究では限定的に扱われてきた当社の造営関係史料を、網羅的に繙閲することでできた。そこで造営に関する記録のうち、遷宮が成就した年から、当社が次の遷宮を初めて願い出るまでの間隔を追っていくと、判明するものでいずれも20年前後であることが確認された(表2)。この事実は、当社がおよそ20年を遷宮の間隔としてとらえていたことを示すものと推定される。そこで、先行研究で指摘される、破壊という物理的理由のみが造替の契機となったとする見解に再考の余地を見いだした。すなわち、神社の側には破損にかかわらず定期的に社殿の造替を行おうとする意思があり、それが乱れたのには、何らかの外的要因があったと考えるに至る。

また当社の造営日記には、遷宮にまつわる京都町奉行所ほか各所との具体的なやりとりが含まれ、遷宮の遂行には幕府や町奉行所の意思が強く反映されていると推察された。そうした権力は、遷宮の時期が乱れたことや、江戸時代になって上社、下社の遷宮が同時に行われるようになるという動きとどのように結びつくのか。これらの問題に新しい視座を与える史料を得たことで、当社の遷宮が有する意義を明らかにするべく、研究を開始することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、およそ20年の間隔をもって定期的に進めようとした賀茂別雷神社の遷宮(造替)が結果的に乱れた要因を検証すると共に、江戸時代における賀茂社の遷宮が有していた意義を考察することにある。本研究ではまず、社殿の破損が造替の契機になったという、当社の遷宮に関する従前の見解を所蔵される造営日記から再考する。江戸時代に公儀作事として進められた当社の遷宮の間隔が乱れた要因として注目されるのが、認可を下す幕府や京都町奉行所の動向である。幕府による寺社への修復助成は、元禄期以降の財政窮乏を背景として抑制、廃止の傾向にあったことが指摘されている(三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究—近世庶民金融市場の展開と世直し騒動—』吉川弘文館、1983)。本研究では、そうした公儀の方針が遷宮の定期的举行に支障をきたす要因になったとの推論を立て、幕府の動向が当事業にもたらした影響を明らかにする。

また、遷宮の実現をめぐるこうした不安定な状況の下で、かつては独立していた上社、下社の遷宮時期が重ねられていくことには、何らかの作意があったと考えられよう。造営日記から江戸時代を通して遂行された8度の遷宮それぞれの経緯を追究することで、遷宮を一つの結びつきとした上社と下社の関係について考察する。

3. 研究の方法

上述した研究目的に沿い、以下のような方法によって考察をすすめた。

(1) 遷宮に関わる基礎資料の整理

本研究ではまず、当社が遷宮を発願して以降、公儀の認可をうけるまでの経緯を示す造営日記を中心史料として、主に京都町奉行所などとのやりとりに関わる記述内容の抄出及び翻刻、図面等の描き起こしを行った。あわせて検索の便を図るため、それらを検索設定項目に従って入力、分類し、編年をすすめた。本研究課題に着手する前に、約14,000通の古文書から造営に関連深いと考えられる史料をピックアップし、デジタルカメラによる撮影を終えていたものの、その撮影数は8度の遷宮すべてを合わせると9,700コマあまりの分量にのぼる。この膨大な史料を通覧し、必要な箇所を抄出して翻刻する作業を研究協力者の支援を得て行った。

(2) 基礎資料に基づく考察

(1)の作業で構築した基礎資料に基づき、遷宮が遅延する要因となった公儀の消極的対応と、一方で迅速な遷宮成就をねがう神社側がとった行動を明らかにし、それが遷宮の実現にもたらした影響を考察した。そして遷宮を挙げる主な理由として掲げられてきた社殿の破損が、真正な妥当性をもつものであったのかを検証するべく、遷宮に際して記された修理仕様帳から、社殿や舎屋の「大破」の実態に関する基礎的考察を試みた。

また遷宮に直接関係する史料だけでなく、江戸時代の当社の動向を広くとらえたうえで遷宮の意義を考察するべく、新たな史料の渉猟につとめた。なかでも様々な年中行事や神事が再興されていく江戸時代の動きに注目し、遷宮との相関について考察した。

4. 研究成果

本研究の成果は、次のようにまとめられる。

(1) 社殿の破損を理由とした遷宮の妥当性について

① 公権力が遷宮に与えた影響

先に述べたように、江戸時代の当社の本宮正遷宮の挙行から次の遷宮を初めて願い出るまでの期間は、記録の残るものはいずれもおよそ20年前後の間隔であった。しかし遷宮は容易に認められず、発願から10年以上にわたる請願を経てようやく実現した。本研究では、そこに遷宮を定期的に挙行しようとする神社の意図を読み取り、遷宮の間隔の乱

れは社殿破損の度合いによるものではなく、認可する公儀の事情に基づくものという推論をたてた。

当社の遷宮に直接かつ密接に関わったのが、遷宮願書を幕府に取り次ぎ、幕府の意向を当社に通達する仲介役となった京都町奉行所証文方である。その関わり方は多岐にわたり、神社から提出された願書文面に異を唱えての差戻しや、提出願書の文言及び願書提出時期の指導勧告、造営に関わる前例書の提出要請などを行った(表4)。

それらに逐一对応しながら、当社では出願から認可を受けるまでに多くの追願書を町奉行所に提出している。たとえば、願書の初出(宝暦9(1759))から18年をかけて実現した安永度遷宮では、18年の間に31通の追願が提出された。社記録に留められたそれらの文面は、大破した社殿の窮状を訴えることが中心で、全体を通して内容に大きな変化はない。文面通りに受け取るならば、破損した社殿の修復は喫緊の要事であったことになるが、一方でこうした画一的文言には、上に述べたような町奉行所による指導なども影響していると考えられる。すなわち、遷宮を願い出るうえで掲げられた破損という一貫した理由は、実状の如何にかかわらず、京都町奉行所の制御と指導の下、それがひとつの形式として成立していた可能性がある。

② 社殿の破損状況

また、社殿の破損が遷宮を挙げる真正の理由であるならば、10年以上も修復のかなわない状況が続いたことで、遷宮を迎えたときには破損状況が著しく進んでいたということが想定される。そこで安永度の遷宮に際して記された修理仕様帳から修理の内容を確認し、破損の度合いを推定した。史料に記載された社殿の修理内容は屋根替えや根継ぎといった部分的なものが多く、社殿の破損が遷宮の一方便であった可能性が高い。この点については、個々の遷宮についての修理内容に関する検証をさらに進め、遷宮における修復の実態を探ることが今後の課題となるが、大破を遷宮の理由に挙げながらも、その破損状況がきわめて深刻であったとはいえないと判断した。

以上①及び②の考察から、本研究では従前の見解にみられるような、社殿の破壊という物理的理由のみが遷宮の契機となったのではなく、神社の側には約20年間隔という、定期的な社殿の造替を行う意志が存在したと判断する。破壊を理由の前面に出した願書の文言は形式的で統御された側面が強く、そこには遷宮認可の権限を有する公儀の意向が働いていたと結論づけた。

(2) 江戸時代における賀茂社の遷宮の意義

① 遷宮を通じた上社と下社との関わり

江戸時代には、このように幕府から遷宮の認可を容易に得ることのできない状況がある一方で、表3に示したように上社と下社の

遷宮が重ねられていく。そうした慣習が成立した背景について、以下のような考察に至った。

賀茂両社が時期を合わせて遷宮を願い出るといふ提案そのものは、たとえば安永度遷宮では宝暦9年という早い段階で、賀茂伝奏を介することなく両社のあいだで持ち上がる。しかし各々の主張する願書の提出時期が折り合わず、結果として各社単独で進めることに落着いていた。それから10数年を経て、今度は賀茂伝奏らが改めて両社共同で願書を提出するよう助言する。その意図は、単独で行う遷宮の実現が困難であったゆえのことと推察される。二社が結束することで賀茂社全体での由緒の訴えが可能となり、公儀作事としての重要性を強調できる。上社、下社が同時に遷宮を行うに至ったのは、厳しい財政施策をとる幕府に遷宮を認可させるため、「賀茂社」としての古格と権威が必要だったゆえのことであり、公儀を説き伏せる手段の一つとして両社の連携が生まれたのではないかと考える。

②賀茂別雷神社が定期的遷宮をのぞむ背景

では、江戸時代において当社が定期的な遷宮をのぞんだ理由はどこにあるのか。いわゆる式年遷宮が旧規にのっとるものである、といった趣旨を当社が主張するような史料は、江戸時代を通して確認できない。また先にひいた、破壊を契機とした遷宮を行うという『百練抄』の記述に拠っても、先例を復活させるということが理由ではない。旧規にはないにも関わらず、遷宮を定期的に発願した理由について、本研究では次のように考察する。

まず1点目としてあげられるのが、遷宮に関わる技術の伝承である。先に指摘したように、当社では約20年に一度の遷宮をのぞんでいた。その間隔が、いかなる理由によるものなのかを示す史料は見いだせていない。しかし興味深い史料として、遷宮のたびに建て替えられた本宮、権殿、貴布祢奥社については、「家伝」の技術があり、他者へ伝えることが難しいゆえに、当社の大工らに仰せつけてほしい、という記述がのこる(史料1)。史料1の内容と、約20年を一つの周期として遷宮を求めてきた当社の動向を考え合わせると、他者へは伝えがたい技術を保持継承していくことを勘案し、それゆえに定期的な社殿の造替がのぞまれたのではないかと推測される。

そして定期的な遷宮をのぞむ理由の2点目として考えられるのが、遷宮を儀式として位置づけ、整備する動きがあったのではないかとということである。江戸時代の当社では、断絶していた賀茂祭(葵祭)が元禄7年(1694)に再興されたことをはじめ、様々な年中行事や神事が復興された。そして当社の遷宮は、それらと絡めて実現させることも試みられた。たとえば遷宮願書のなかには、速やかな造替を求める理由として、社殿などが破損した状態では神事の遂行に支障をきたす、とい

う記述がみとめられる。このように、神事は遷宮実現を訴えるひとつの拠り所となっていた。

しかしそれだけではない。年中行事や神事が復活していく動きは、遷宮の実現にとってさらに重要な意味をもっていたと考えられる。再興された神事は朝廷の文化を継承するものであり、それらは当社の古格を印象づけ、遷宮の正当性を主張することに一定の効力を有していたのではないかと。当社は遷宮の実現のために、公家や御所へのはたらきかけも行っていた。遷宮を求める願書は賀茂別雷神社から京都町奉行所に提出され、幕府へと伝えられたが、そうした一般ルートに加え、当社は朝廷と賀茂両社の間を取り次ぐ賀茂伝奏らへ相談し、御所の口添えを依頼することも試みた。遷宮に関して彼らの協力を取り付けるためには、朝廷との結びつきの強さを主張することが必要であったと考えられる。古儀を復活させ、朝廷とのつながりを利用する賀茂社にとって、そこで行われるべき遷宮もまた儀式としての意義を帯びたものとなり、そのことが定期的な発願となってあらわれたものと推定する。

表1 江戸時代における賀茂別雷神社本宮の正遷宮年月日

	本宮の正遷宮年月日
寛永度遷宮	寛永5 (1628).12.24
延宝度遷宮	延宝7 (1679).9.16
正徳度遷宮	正徳元 (1711).11.11
寛保度遷宮	寛保元 (1741).11.4
安永度遷宮	安永6 (1777).8.19
享和度遷宮	享和元 (1801).11.26
天保度遷宮	天保6 (1835).3.15
文久度遷宮	元治元 (1864).3.15

表2 賀茂別雷神社における遷宮願書の初出と遷宮の間隔

	遷宮願書初出年月日	前回正遷宮からの間隔():~今回の正遷宮 【 】:~今回の願書初出
寛永度遷宮(1628)	不明	<37年>
延宝度遷宮(1679)	不明	<51年>
正徳度遷宮(1711)	元禄13 (1700).1.	<32年>【21年】
寛保度遷宮(1741)	享保16 (1731).12.15	<30年>【20年】
安永度遷宮(1777)	宝暦9 (1759).11.24	<36年>【18年】
享和度遷宮(1801)	不明	<24年>
天保度遷宮(1835)	文政3 (1820).2.13	<34年>【19年】
文久度遷宮(1864)	不明	<29年>

表3 上社、下社の正遷宮年

同時	西暦	上社	下社	備考	同時	西暦	上社	下社	備考
	678	●				1242		○	
	765		○			1262		○	
✓	784	●	○	修理		1264	●		
	956		○			1282		○	
	968	●				1302		○	
	994	●				1305	●		
	1020		○			1322		○	
✓	1035	●				1346	●		
	1036		○			1348		○	
	1056		○			1384	●		
	1060	●				1415		○	
	1077		○			1429	●		
	1081	●				1437		○	
	1098		○			1470		火	
	1103	●				1476	火		
	1106	焼亡				1515		○	
	1106	●				1556	●		
	1118		○			1590	●		
	1119		焼亡			1628	●		
	1119		○		✓	1629		○	寛永度
✓	1140	●			✓	1679	●	○	延宝度
	1141		○			1711	●		
	1143	●			✓	1712		○	正徳度
	1161		○		✓	1741	●	○	寛保度
	1172	●			✓	1777	●	○	安永度
	1181		○		✓	1801	●	○	享和度
✓	1199	●	○		✓	1835	●	○	天保度
	1217	●				1863		○	
	1222		○		✓	1864	●		文久度

●：上社の正遷宮 ○：下社の正遷宮

両社の正遷宮挙行年が1年以内のものを同時とみなし、✓を付した。備考の寛永度遷宮以後が江戸時代の遷宮である。

表4 京都町奉行所証文方の遷宮への関与
—安永度造営史料から—

○提出願書に関する事項
・上賀茂から提出される造営(遷宮)願書、追願書、修復勘定帳などの受理
・上賀茂に対して、造営に関わる前例書などを提出することを要請
・願書提出時期の指導(時期尚早として願書返却)
・提出された願書の文言に対する指導、訂正勧告
○遷宮事業に関わる諸連絡
・造営決定の通知(下鴨は御所から通達とのこと)
・検分の通知
○その他助言など
・伝奏を介した願書提出の助言
・造営修復見積帳作成に関する助言(見積減額には樹種、材質いずれで調整すべきか、など)

史料1 上賀茂役勤仕覚書案
申(元文5年<1740>)12月18日
(賀茂別雷神社文書目録番号Ⅱ-C-176)

賀茂役之大工・鍛冶等相勤候覚

(略)本宮・権殿之儀者、御内陣・御切戸并御戸前等所々家伝之儀共有之、貴布祢奥之社儀も付曳之家伝御座候而、外江伝申儀難成候故、御願申上前々より社之正大工・権大工・正棟梁・権棟梁・長等相勤(略)三殿之外、摂社・末社之儀者、縦後々年新造被仰付候而も御願申上候儀無御座候(略)此度右三殿之儀斗、先格之通被仰付被下候様、一社一同奉願候(略)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

- ① 小出 祐子、江戸時代の賀茂別雷神社における遷宮について、日本建築学会大会 学術講演梗概集(東海)、査読無、2012、805-806

[学会発表](計1件)

- ① 小出 祐子、江戸時代の賀茂別雷神社における遷宮について、日本建築学会大会、2012年9月12日、名古屋大学

[その他]

講演会

- ① 小出 祐子、江戸時代の賀茂別雷神社における遷宮について、葵文化サロン主催、2012年6月24日、賀茂別雷神社

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小出 祐子 (KOIDE, Yuko)
京都精華大学・デザイン学部・講師
研究者番号：50593951